

第三十八回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第三号

昭和三十六年二月十四日(火曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員 久野 忠治君

理事 伊能繁次郎君 理事 小笠 公昭君

理事 草野 一郎平君 理事 高橋 等君

理事 宮澤 胤勇君 理事 飛鳥田 一雄君

理事 石橋 政嗣君

今松 治郎君 大森 玉木君

佐々木 義武君 藤原 節夫君

緒方 孝男君 杉山 元治郎君

田口 誠治君 山内 広君

受田 新吉君

出席政府委員

總理府 總理府事務官 藤枝 泉介君

總理府 官内庁長官官 小畑 忠君

房室 皇室經濟主 菅 義君

自治政務 自治政務次官 渡海 元三郎君

自治事務 自治事務官 柴田 護君

大臣官房 大臣官房長 菅 義君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

二月十三日

自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

同月十一日

金鵄勲章年金及び賜金復活に関する請願(野田武夫君紹介)(第一九九号)

同(逢澤寛君紹介)(第二三三三号)

同(池田清志君紹介)(第二三三三三号)

第一類第一号 内閣委員会議録第三号 昭和三十六年二月十四日

旧軍人恩給額の引上げ及び不均衡是正に関する請願(花村四郎君紹介)(第二二四号)

国歌制定に関する請願(伊能繁次郎君紹介)(第二一五号)

傷病恩給の是正に関する請願外一件(草野一郎平君紹介)(第二二六号)

同外二件(高橋清一郎君紹介)(第二二七号)

同(床次徳二君紹介)(第二二八号)

同(中村幸八君紹介)(第二二九号)

同(山口六郎次君紹介)(第二三〇号)

同(山口好一君紹介)(第二三二一号)

同(小川牛次君紹介)(第二三七七号)

旧軍人恩給の加算制復元に関する請願(山口好一君紹介)(第二三二二号)

滋賀県下の寒冷地給地給地是正等に関する請願外一件(西村関一君紹介)(第二三四号)

建設省定員外職員の定員化に関する請願外二十三件(安平鹿一君紹介)(第二三五号)

は本委員会に付託された。

二月十三日 青少年の健全育成に関する陳情書(東京都千代田区永田町二丁目一番地中央青少年問題協議会長藤枝泉介)(第一号)

統計調査費増額等に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長会長金刺不二太郎)(第五三三三号)

統計調査員の報酬引上げに関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十

四番地全国市長会長金刺不二太郎)(第五四号)

旧軍人恩給の加算制復元に関する陳情書(徳島市議会議長篠原義平)(第一二二二号)

同(阿南市議会議長荒瀬慶治郎)(第一一三三三号)

同(徳島県議会議長内藤茂右衛門)(第一一四四号)

同(徳島県名西郡石井町長井上武雄)(第一一五五号)

同(徳島県板野郡上板町議會議長出口高市)(第一一六六号)

同(山梨県議會議長横内要)(第一一九九号)

自衛隊施設隊の増強に関する陳情書(平田市議會議長金築道寿)(第一二〇〇号)

青少年不良化防止対策確立に関する陳情書(秦野市議會議長青木吉長)(第一二二二二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

○久野委員長 これより会議を開きます。

自治省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。渡海自治政務次官。

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

地方財務会計制度調査会の審議状況にかんがみ、同調査会の設置期限を一年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○渡海政府委員 ただいま議題となりました自治省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

地方財務会計制度調査会は、昭和三十四年十月設置以来二十回に近い機会を重ね、数回の実態調査も行なつて熱心に調査審議を続けて参りました。が、何分現行地方財務会計制度は明治以来の制度でございまして、根本的な検討を要する点が多く、地方公共団体の多様な実態を十分に把握した上で結論を出す必要があり、そのためにはなお相当の時日を要するのであります。

これがため、自治省設置法の一部を改正し、地方財務会計制度調査会の設置期限を明年三月末日まで一年間延期しよりとするものであります。

以上が自治省設置法の一部を改正する法律案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○久野委員長 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。藤枝總務長官。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

皇室經濟法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「五千万円」を「五千八百万円」に改める。

第八条中「三百万円」を「四百二十万円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

過去の実績と最近の情勢にかんがみ、内廷費及び皇族費の定額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤枝政府委員 たいま議題となり
ました皇室経済法施行法の一部を改正
する法律案の提案理由を御説明申し上
げます。

内廷費及び皇族費の定額は、皇室経
済法施行法第七条及び第八条の規定に
より、現在内廷費は五千万円、皇族費
は三百万円となっております。これら
は昭和三十三年に改正せられたもので
ありまして、以来三年近くを経過し、
内廷費につきましては、最近における
内外御交際の経費の増大、皇太子殿下
の御結婚、親王殿下の御誕生に伴う諸
経費の増大及び職員給与引き上げに伴
う給与費の増大等があり、また皇族費
につきましては、近年における御活動
状況及び経済情勢の変化等に伴い、現
定額では所要の経費をまかなうのに困
難な実状にあると思われれます。よって
これらの諸事情を勘案いたしまして現
定額を改定し、内廷費の定額を五千八
百万円、皇族費の定額を四百二十万円
といたしたいと存じます。

以上がこの法律案のおもな内容及び
これを提案いたしました理由でありま
す。何とぞ慎重御審議の上、すみやか
に御賛成下さるようお願いいたしま
す。

○久野委員長 両案についての質疑は
次会に譲ることいたします。
次会は公報をもってお知らせするこ
ととし、本日はこれにて散会いたしま
す。

午前十時五十五分散会

内閣委員会議録第一号中正誤

- へ少段 行 誤 正
- 四四 六ためは ために
- 四五 三をしな をした
- 七二 五新聞 新聞

内閣委員会議録第二号中正誤

- へ少段 行 誤 正
- 一四 云政面 生面
- 一五 一六民政 民生
- 三五 一民政 民生